平成２３年（フ）第３４３号
福井市本堂町第67号16番地
破産者　籔中　久雄
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
福井市冬野町第25号32番地
破産者　山本　敏夫
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
福井市冬野町第４号８番地
破産者　玉村　雅右
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２号
福井県あわら市二面２丁目407番地　ファインブリッジⅠ―203号室、旧住所福井県坂井市三国町神明２丁目６番11号
破産者　長谷川　重
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３６号
長野県佐久市中込2966番地１　柏ビル202号
破産者　小林　章則
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第８３号
長野県南佐久郡南相木村3469番地
破産者　猿谷　明丸
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１０５号
長野県佐久市長土呂747番地14
破産者　茂木　一廣
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１９０２号
名古屋市熱田区比々野町19番地　レジディア日比野1403号、開始決定時の住所名古屋市熱田区中出町１丁目58番地
破産者　松永　正男
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２４９号
名古屋市瑞穂区河岸１丁目１番36号
破産者　松本　里子
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９９１号
名古屋市中川区二女子町５丁目53番地の１　グリーンハウス101号
破産者　川村　和成
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６４号
名古屋市港区七番町１丁目３番地の１　九番団地８棟1003号
破産者　熊倉　　順
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７８号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅５棟501号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅５棟402号
破産者　プリネーゼこと　山口花朱美（旧姓松原）
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８号
東京都港区東麻布２丁目29―４ライオンズプラザ東麻布904金方、住民票上の住所京都市上京区日暮通丸太町上る西入西院町747番地27
破産者　牛田　康秀
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５０号
神奈川県川崎市宮前区野川961―１　コーエイハイム303、開始決定時東京都練馬区南大泉３丁目24番30号コーポ・ＴＡＭＡ107
破産者　戸田　博之
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２号
大阪府岸和田市土生町1279番太平ハイツ107、開始決定時の住所大阪府岸和田市八田町382番地の７
破産者　中矢　富春
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第７７６号
大阪府泉南市信達市場2661―121、住民票上の住所大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1159番地の32
破産者　伊藤　達男
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８９３号
大阪府岸和田市土生町２丁目21番15号
破産者　熊取谷英和
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
大阪府泉佐野市日根野3027番地の１ー202
破産者　松本　みほ
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係